

体罰の根絶に向けて

～ 校内研修資料 ～

平成25年8月

山梨県教育委員会

◇ 目 次 ◇

1	体罰の禁止及び懲戒について	1
2	体罰について	2
	(1) 体罰とは	
	(2) 体罰と判断される行為の例	
3	懲戒について	3
	(1) 懲戒の性格	
	(2) 懲戒として認められる行為の例	
	(3) 懲戒行為が体罰に当たるかどうかの判断	
	(4) 関連法令	
4	正当防衛及び正当行為について	4
	(1) 正当防衛及び正当行為とは	
	(2) 正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為の例	
5	体罰によってもたらされること	5
	(1) 体罰による児童生徒への影響	
	(2) 地域・保護者への影響	
	(3) 教員等への影響	
	(4) 体罰に伴って発生する責任	
6	全国の体罰の発生件数とその状況及び懲戒処分等の推移	7
7	体罰の防止と根絶に向けた学校の取組	8
	(1) 体罰が行われる要因	
	(2) 体罰の根絶に向けた学校づくりのために教師に求められること	
	(3) 体罰根絶のための学校の取組	
8	部活動における取組	11
	(1) 学校教育の一環として行われる部活動	
	(2) 指導として認められる行為、認められない行為の例	
9	校長のリーダーシップ	13
	(1) 体罰の未然防止の体制づくり	
	(2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底	
10	校内研修での取組	14
11	体罰事案を通じた研修	15
12	体罰事案の発生に伴う対応	18

1 体罰の禁止及び懲戒について

【学校教育法 第11条】

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

**体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、
校長及び教員は、児童生徒への指導に当たり、いかなる
場合も体罰を行ってはならない。**

体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与えるとともに、教育活動への妨げとなる行為です。体罰は、いついかなる場合においても許されない行為であり、体罰により次のようなことが懸念されます。

- ① 体罰は、児童生徒に対する人権侵害である。
- ② 体罰は、児童生徒の正常な倫理観を養う妨げとなる。
- ③ 体罰は、児童生徒に力による解決への志向を助長させる。
- ④ 体罰は、いじめや暴力行為などの土壌を生む。
- ⑤ 体罰は、教員等及び学校への信頼を失墜させる。

もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要です。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要です。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、説諭、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番の割当て、文書指導などがあります。

2 体罰について

(1) 体罰とは

身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

(2) 体罰と判断される行為の例

○身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが、反抗的な言動をした生徒の頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

※上記の内容については、あくまで参考として、事例を簡潔に示して整理したのですが、個別の事案が体罰に該当するかを判断するに当たっては、3の(3)の諸条件を総合的に考え、個別の事案ごとに判断する必要があります。

3 懲戒について

学校教育法第11条では、校長及び教員が、児童生徒に対して懲戒を行うことができることとともに懲戒の性格及び要件を定めています。

(1) 懲戒の性格

懲戒は、教育上の必要に基づき、教育上の手段として行われるものであり、校長及び教員（以下「教員等」という。）という教育に関する専門的な知識、経験を有する者により行われるものです。

懲戒は、児童生徒の成長を目的として、当該児童生徒にその生活や行動等を反省させ、立ち直りを図り自己指導力を育成するための手段の一つとして行われるものであり、懲戒を行うかどうか、他の指導方法によるものかを、それぞれの児童生徒の状況等に応じて、教育的な観点から判断するものです。

○法的効果を伴う懲戒の例（校長が行う）

退学※、停学※、訓告 ※公立の小中学校又は特別支援学校除く

退学と停学は、児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす懲戒である。退学は、児童生徒の教育を受ける権利を奪うものであり、停学はその権利を一定期間停止するものである。

○事実行為としての懲戒の例（校長及び教員が行う）

説諭、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番、文書指導等

児童生徒を叱責したり、起立や居残りを命じたり、宿題や清掃を課すことや訓告を行うことなどについては、懲戒として一定の効果を期待できるが、これらは児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらすような法的な効果を伴わないので、事実行為としての懲戒と呼ばれる。

(2) 懲戒として認められる行為の例（児童生徒への肉体的苦痛を与えるものでなく、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）

○学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるもの

- ・放課後等に教室に残留させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・学校当番を多く割り当てる。
- ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 懲戒行為が体罰に当たるかどうかの判断

教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、

- ① 当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況
- ② 当該行為が行われた場所的及び時間的環境
- ③ 懲戒の態様等

の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。

この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきです。

(4) 関連法令

— 学校教育法施行規則（懲戒） —

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当っては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の余地がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

4 正当防衛及び正当行為について

児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要です。

(1) 正当防衛及び正当行為とは

児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合であっても体罰には該当しません。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、

同様に体罰に当たりません。

これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れることとなります。

(2) 正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為の例

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - ・他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - ・試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

5 体罰によってもたらされること

(1) 体罰による児童生徒への影響

- ① 当該児童生徒に身体的な傷を与えるとともに、将来にわたって大きな心の傷を残すことになる。人間としての尊厳を傷つけられ、心身の健全な成長の阻害へとつながる。
- ② 周囲の児童生徒も萎縮したり、ストレスを感じたりする。価値観の変化をきたし、人間関係に歪みを生じさせる。
- ③ 物事を暴力によって解決するという風潮が生まれる。さらに暴力の連鎖を生み、いじめや不登校といった問題へとつながる。また、課題のある児童生徒への指導が、より困難になる可能性がある。
- ④ 教師への不信感や不安感を生じさせ、体罰を行った教員だけでなく、学校の教職員全体に対する見方にも影響を与える。

- ⑤ 児童生徒を萎縮させ、学習への意欲を低下させる。独創的な発想や発言などが出にくくなり、伸び伸びとした児童生徒の教育活動に影響を与える。

(2) 地域・保護者への影響

- ① 長年地道に築き上げてきた学校に対する信頼が一瞬のうちに失墜する。
- ② 学校への不信感を招き、教育活動への理解や協力を得るのが困難になる。

(3) 教員等への影響

- ① 組織的な指導に対する意識の低下を招き教員等の信頼関係が崩れ、職場内の人間不信へとつながる。
- ② 「場合によっては」「児童生徒のためには」という誤った考え方を容認する雰囲気を生み、間違った指導観につながり、本来の指導の在り方が歪められる。

(4) 体罰に伴って発生する責任

校長及び教員には児童生徒に対する懲戒権が認められているが、体罰は禁止されています。体罰を加えた場合、当該教員及び監督責任者である校長等には、以下の責任が発生します。

① 行政上の責任

体罰を加えた教員等及び監督責任者である校長等は、地方公務員法第29条の規定により、懲戒処分の対象となる。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職がある。禁錮以上の刑に処せられた場合は、地方公務員法の規定により失職となり、さらに教育職員免許法の規定により、免許状が失効となる。

懲戒処分を受けない場合でも、人事管理上の処分（訓戒、文書訓告、口頭訓告、厳重注意）等が行われる。

② 刑事上の責任

場合によっては、暴行罪（刑法第208条）が成立し、相手にけがをさせれば傷害罪（刑法第204条）が成立し、起訴された場合には、罰金刑あるいは懲役等の判決を受けることも考えられる。

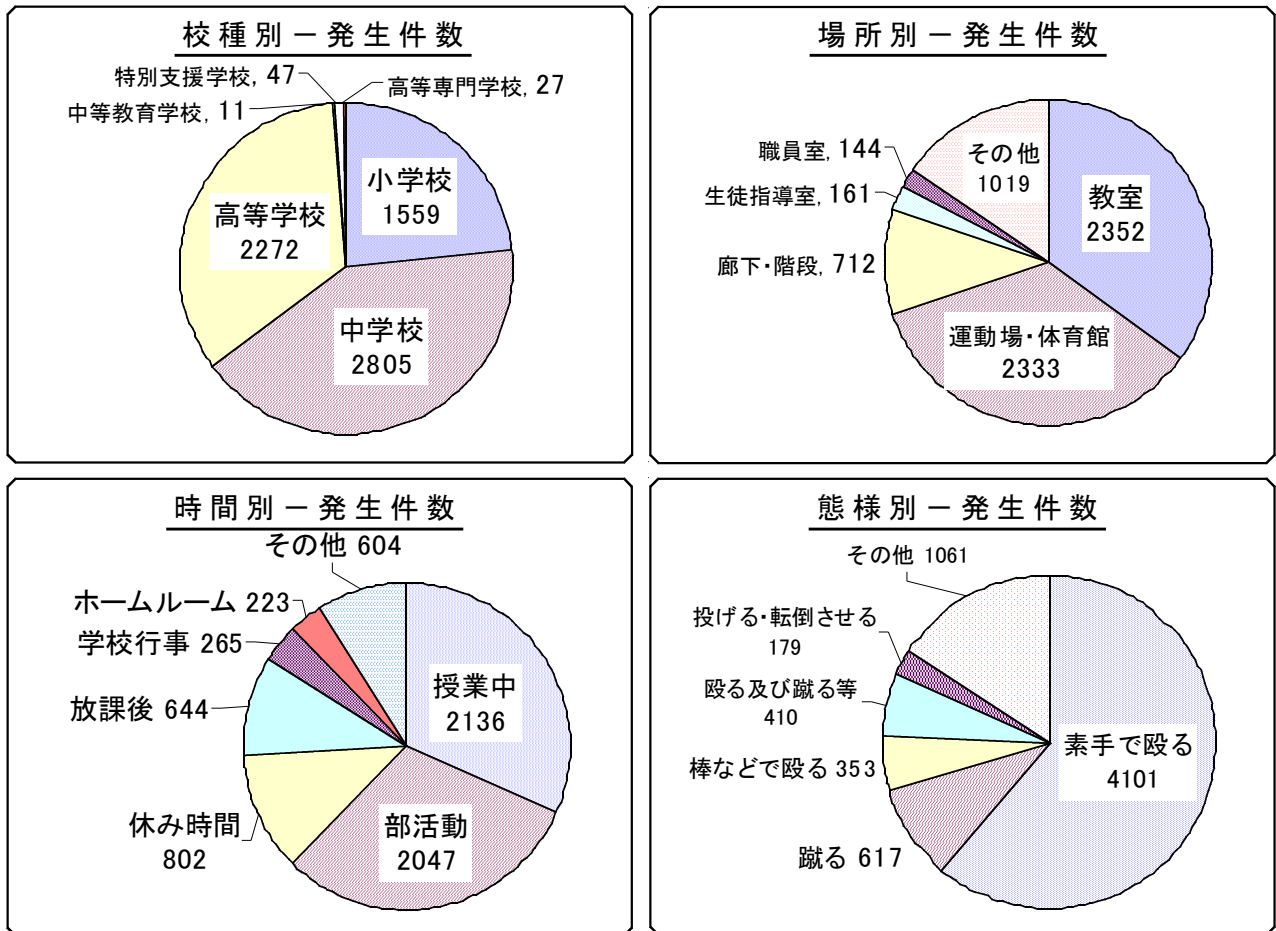
③ 民事上の責任

体罰を加えた教員等及び監督責任者である校長等は、民事上の損害賠償請求事件の被告として、その責任を問われることもある。

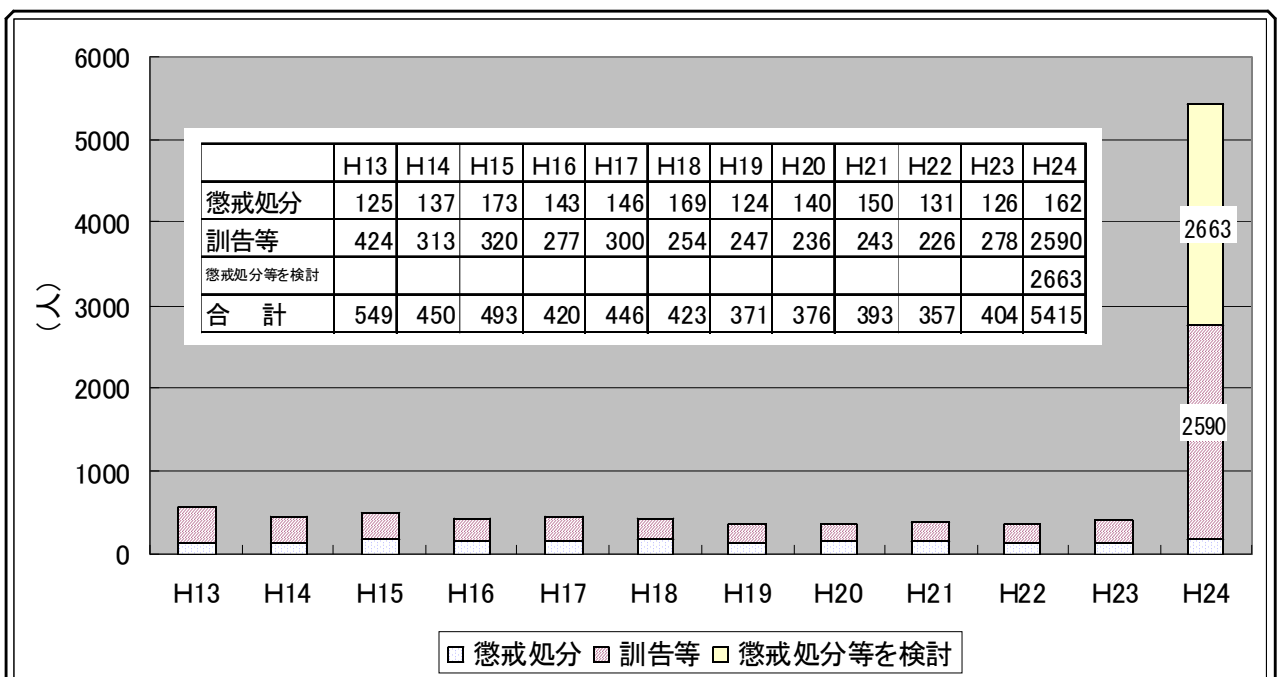
6 全国の体罰の発生件数とその状況及び懲戒処分等の推移

平成24年度「体罰の実態把握について（第2次報告）」（文部科学省）より作成

◇体罰の発生件数とその状況（国公私立合計）



◇体罰に係る懲戒処分等の推移（公立）



7 体罰の防止と根絶に向けた学校の取組

(1) 体罰が行われる要因

体罰は学校教育法第11条において厳に禁止されている。また、体罰は児童生徒を肉体的に傷つけるばかりか、その場に居合わせた他の児童生徒も含めて精神的に傷つけ、正常な倫理観や道徳心を養うことの弊害となります。

教師は、指導に当たり児童生徒の人権を尊重し、一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、そのために日頃から指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要です。

学校現場においては体罰禁止がいわれ続ける中で、未だに根絶できていません。その背景として以下のことが考えられます。

① 体罰を容認する考え方

未だに社会や保護者、そして教師の中に、愛情の上に立った体罰は指導として認められるし、場合によってはより適切な指導として求められるという考えが残っているのではないかと。「結果的に児童生徒のためになるのであれば」と結果がよければ手段は問わないという考えです。

体罰によりそのときは指導に従わされた児童生徒は、そのことをどう受けとめ、何を感じているのかを教師は指導者として冷静に考えるべきです。場合によっては、それまでの他の指導は全て無意味な指導になることも考えられます。また、他の教師により根気強く行われている指導も全てが無意味なものになってしまう可能性もあります。

② 学校内の不十分な指導体制、協力体制

教師の指導体制が十分でなく、一人の教師に指導の責任が偏っていたり、日頃から生徒指導、教科指導等において情報交換ができていない状況は、教師の指導の孤立化を招き、児童生徒の態度によっては、その場でこうさせなくてはならないという指導が行き詰まった上での体罰や衝動的な体罰を生むことが考えられます。

③ 教師の指導力不足

指導の過程で、児童生徒に教師としての自尊心を傷つけられ、自己の感情をコントロールできず衝動的に感情的に体罰を行う事例が見受けられます。

児童生徒を理解しようと懸命に努力をしても反抗されたり、指導が無視されたりなど教師の指導が児童生徒の内面に入っていない状況、信頼関係が構築されない状況における教師の「あせり」が体罰につながることもあります。

④ 保護者、地域との認識の違い

保護者や地域の中には、学校に強い指導を期待し、学校の指導方針との間に認識のずれが生じることが考えられる。周囲の期待に応えようとあせりが生じ、そのことが体罰の要因となることも考えられます。学校は、地域社会や家庭に情報を発信し連携を深め、地域社会の人々や保護者の協力を得ながら、学校運営にあたっていくことが大切です。

(2) 体罰の根絶に向けた学校づくりのために教師に求められること

学校教育は、児童生徒と教師、保護者と教師の信頼関係の上に成り立つものです。それは様々な教育活動をとおして次第に構築されていくものであり、その度合いによって教育の効果は異なってきます。教師は一つ一つの適切な指導の積み重ねによって、信頼関係を築き、そのことが次の指導へとつながることをよく知っているはずです。そこで体罰という手段はあり得ない指導であり、指導力の未熟さを表しているといえます。

① 教師一人一人が人権意識を高める。

■「体罰は指導に名を借りた暴力である」という認識をもつ。

「指導に従わせる」という理由でこれまで体罰を容認してきた状況がある訳ですが、行っていたことは暴力であることに違いはありません。どんな理由であっても一般社会で通じることではなく、明らかに違法行為そのものであるという事実を認識する必要があります。

教師一人一人が改めて体罰は児童生徒の人権を侵害する絶対に許されない行為であり、本来の指導を困難にしてしまうことへの認識と自覚を深める必要があります。

■「言葉も暴力になる」という意識をもつ。

教師は指導の過程で、投げかけた言葉が児童生徒の心に深い傷を負わせることがあるということを改めて自覚する必要があります。特に、相手の人格を否定する言葉や威圧的な言い方など、いわゆる「言葉の暴力」と呼ばれる行為が、児童生徒に深刻な悪影響を与える場合があるということを認識する必要があります。

② 学びの過程が教育であり、共に学び育てるという意識をもつ。

■「体罰は教育の手段ではない」と認識する。

体罰は「厳しい指導」でもなく、「行き過ぎた指導」でもありません。体罰は、言葉や態度、情熱や根気で指導できないための結果であり、衝動的に感情にのまれた短絡的な行動であり、「指導」ではありません。教師は教育者であり、腕力や権威で支配しようとする暴力的・威圧的な行為は指導ではないということは当然であることとし、共感的な態度で生徒指導等に取り組む中で信頼関係を築き、時には毅然とした態度で根気強く指導していくのが、回り道のように最善の道であり本来の道であるということを認識する必要があります。教育は結果だけでなく、学びの過程がその人間の人格を形成していく教育そのものであるといえます。

■「教育は共に学び共に育てる」という意識をもつ。

自分一人で教育しているという意識が強すぎると、成果主義や周りからの期待に応えようとする気持ちが焦りとなり体罰を招くということも考えられます。共に育てる

ことが教育であることを改めて意識し、問題行動等に教員組織として連携してあたることや、地域や保護者と連携してあたることが大切です。

また、共に学ぶことも教育であることを意識したい。教師は指導する立場にありますが、教師も研修を積み重ねながら日々成長していくことが求められています。毎日の指導を通して児童生徒理解を深め、児童生徒から学ぶという意識をもち、明日の指導に生かしていく姿勢をもち続けていく必要があります。

(3) 体罰根絶のための学校の取組

1) 校内体制の在り方を検討、確認する。

- ① 学校に体罰を引き起こす土壌がないか、「体罰も児童生徒のためならやむを得ない」といった容認する体質がないか等、常時確認をする。
- ② 教育活動全体を通じて、一部の教職員や生徒指導部など一部の組織だけで指導するという考え方でなく、情報を全体で共有し、指導方針を確認し、学校全体で組織的な一貫した指導体制を整える。
- ③ 教育相談体制の充実に努め、児童生徒が気軽に話せる環境を整え、悩みや不安等が潜在化、深刻化しないように留意する。
- ④ 部活動は、あくまで教育の一環として行われているものであり、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するという教育的な意義を確認するとともに、指導にあたっては勝利至上主義を排し、生徒の主体性を尊重し、生徒個々の実態に応じ根気強く指導する。

2) 生徒指導体制の在り方を検討、確認する。

- ① 生徒指導については、全教職員の共通理解の下に組織的に取り組み、児童生徒や保護者に安心感と信頼感をもってもらう中で信頼関係を築いていく体制を整える。
- ② 児童生徒への指導にあたっては、児童生徒の話を十分に聞くことに留意し、複数の教職員で指導にあたる等の配慮をし、児童生徒を多面的な視点で理解するように努め、より適切な指導を行う。
- ③ 問題行動等への指導にあたっては、一時的な感情で行うのではなく、教育者として冷静で毅然とした態度に心がけるとともに、児童生徒に寄り添いながら根気強く接する。
- ④ 対処療法としての生徒指導だけでなく、全教育活動を通じどの児童生徒にも一定水準の共通した能力が形成されるような計画的な生徒指導が求められる。教育課程全体の中に生徒指導を位置付け、学校が組織として計画的に生徒指導を行っていく体制を整える。
- ⑤ 授業こそが一番の生徒指導場面であるという認識をもち、指導方法や指導内容を児童生徒の発達段階や理解の程度に応じて工夫し、魅力ある授業を通して、児童生徒が主体的に学べる環境をつくる。

3) 児童生徒への対応

- ① 定期的に児童生徒からいじめや暴力、体罰に関する情報を集める機会を設けたり、相談しやすい体制を整え、いじめや暴力、体罰を根絶する環境を整備する。
- ② 教職員間で児童生徒理解のための情報交換を密に行い、未然防止や早期発見、早期対応に努める。

4) 家庭・地域との連携

- ① 児童生徒の健全な成長のために日頃から保護者との連絡を取り合い、家庭と学校で連携し指導しながら、児童生徒を見守っていく。
- ② 保護者や地域の方に対し情報を発信するとともに、訪問しやすい学校、開かれた学校づくりに努める。
- ③ 保護者や地域に向かって、学校として体罰否定の明確な指導方針を示し、学校と家庭・地域が連携した教育を進める。

8 部活動における取組

(1) 学校教育の一環として行われる部活動

部活動は学校教育の一環として行われるものであり、体罰が禁止されることは当然です。厳しい指導として体罰を容認したり、正当化することは誤りであるという認識をもつことが大切です。また、指導に当たって、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為も許されません。成績や結果を残すことのみ固執せず、教育活動から逸脱することなく適切に実施されなければなりません。

① 部活動のねらい

生徒の自主的、自発的な参加によって行われる部活動は、生徒にスポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものです。

- ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深め、人間関係の形成につなげる。

などを主なねらいとし適切に指導する必要があります。

② 部活動の指導

部活動においては、生徒の技術力や運動能力、精神力の向上を目的として、時として身体的、精神的負荷を伴う厳しい指導が行われますが、これらは心身の健全な発達を促すものであり、活動を通じて、達成感や仲間との連帯感を育むものでなければなりません。

指導者は、学校、生徒・保護者の相互理解の下、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境等を総合的に考えて、適切に部活動を実施していく必要があります。指導と称して、顧問の独善的な考えや

目的の下に、特定の生徒に対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的な負荷を与えることは、決して教育的指導とは言えません。

また、管理職は、顧問に全てを委ねることなく、その指導状況を適宜監督し、適切な助言に努める必要があります。

(2) 指導として認められる行為、認められない行為の例

1) 通常のスポート指導による肉体的、精神的負荷として考えられるもの

- ① バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ② 柔道で安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者の生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。
練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。

2) 学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると考えられるもの

- ① 試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性を説諭する。
- ② 練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

3) 有形力の行使であるが正当な行為として考えられるもの

(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為)

- ① 生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使
 - ・生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。
- ② 他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ず行った有形力の行使
 - ・練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。
 - ・試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえ付けて制止させる。

4) 体罰等の許されない指導と考えられるもの

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
 - ・長時間に渡っての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間走らせる。
 - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

9 校長のリーダーシップ

(1) 体罰の未然防止の体制づくり

校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内において恒常的に取り組むことが必要です。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要です。

(2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要です。

また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要です。

加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要です。

10 校内研修での取組

体罰のない学校を実現していくためには、体罰と懲戒に対する正しい理解、体罰を否定する意識の徹底、体罰を防ぐ環境や組織づくり等についての校内研修を充実させることが望まれます。

研修にあたっては、ねらいを明確にするとともに、指導場面での本音も出し合う中で実態にあった研修となるよう心がける必要があります。

《校内研修の例》

◇研修例 ① 体罰と懲戒について理解を図り、適切な指導ができるようにする研修

※文部科学省からの通知や本資料等をもとに体罰についての理解を深める。

- ・「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」
18文科初第1019号 平成19年2月5日
- ・「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」
24文科初第1269号 平成25年3月13日
- ・「体罰に係る実態把握の結果（第1次報告）について」 平成25年4月26日
- ・「体罰に係る実態把握の結果（第2次報告）について」 平成25年8月9日
- ・「体罰根絶に向けた取組の徹底について（通知）」
25文科初第574号 平成25年8月9日
- ・「信頼される教職員であるために遵守すべき事柄」山梨県教育委員会
平成25年8月改訂
- ・「体罰の根絶に向けて ～校内研修資料～」山梨県教育委員会 平成25年8月

◇研修例 ② 運動部活動での指導の在り方についての研修

※文部科学省や山梨県教育委員会からの資料を活用して、体罰の根絶及び効果的な部活動指導等について理解を深める。

- ・「運動部活動での指導のガイドライン」文部科学省 平成25年5月
- ・「運動部活動のガイドQ&A」山梨県教育委員会スポーツ健康課 平成25年6月

◇研修例 ③ 教員自身の指導に関わる自己理解を図り、体罰をしない意識を高める研修

※児童生徒とのやりとりの場面を想定した「ロールプレイング」

- ・一人の教員が教師役、他の教員は授業中に私語をやめない児童役を演じる。
- ・一人の教員が教師役、他の教員は校則違反の生徒役を演じる。

◇研修例 ④ 教員自身の指導に関わる相互理解を図り、体罰をしない意識を高める研修

※教員がこれまで経験してきた指導についての意見交換

- ・教員自身が学生時代に受けてきた指導について振り返る。
- ・教員としての経験の中で自身の指導または他の教員の指導を振り返る。

◇研修例 ⑤ 教員同士の意見交換を通して、共通理解を深め、組織としての協働性を高める研修

- ・教育相談の在り方や児童生徒理解についての講義や事例検討会の実施
- ・体罰に関わる講義や教員の指導力向上に関わる講義の実施

◇研修例 ⑥ 体罰に関する事例研究を通して、体罰が発生した要因や体罰を防ぐための方法について考える研修

- ・本指針の体罰事案や他の事例について意見交換
- ・課題や改善策について意見交換

1 1 体罰事案を通じた研修

各学校において、体罰が許されない行為であるということは、これまでも各通知等を通じ周知してきました。

しかし、学校現場から体罰もしくは体罰に当たるような不適切な指導等が根絶できていないという現実もあります。教育の目的や日々の指導のねらいとするとところを考えたとき、体罰はあってはならない行為であるということを再認識する場を機会あるごとに設けることが重要です。また、教員としての指導力、指導方法、指導体制等の在り方について、改めて研修等を通じて学び合い、共通理解を図っていくことが必要です。

については以下の事例を参考例とし、学校現場から体罰をなくすための教職員の研修に活用してください。

【討議の視点の例】

- ① A教諭の指導方法の問題点は何か。
- ② A教諭の思いや考えにあるものは何か。
- ③ このことで当該児童生徒は何を感じているか。
- ④ このことでまわりの児童生徒は何を感じているか。
- ⑤ この場合の適切な指導は、どうあるべきだったのか。
- ⑥ この場合の指導体制として改善すべきことには、何があるか。 など

事例① 〈小学校〉

〇〇小学校のA教諭は、日頃から授業中の態度が悪い児童Bに対して、椅子を取り上げ床に座らせ授業を受けさせていた。また、無駄口が多い児童Cに対しては、他の児童の邪魔になるからといって廊下に立たせていた。そして、掃除の時間に分担したことができず、友達の手伝いの邪魔をしている児童Dに対しては、3週間以上通常の掃除分担から外し、校庭の石拾いを一人でさせていた。

事例②〈小学校〉

〇〇小学校の5年担任のA教諭は、総合的な学習の時間に調べ学習を児童に行わせていた。児童は課題によって、図書館やパソコン室等に分散し学習活動を進めていた。

A教諭が図書館で児童に指導をした後、パソコン室に行くと児童Bのパソコンの前に何人かの男子が集まり、歓声を上げていた。A教諭が戻ってきたことに気づいた児童は、自分の席に素早く戻ったが、Bは調べ学習とは関係のないスポーツの動画をそのまま見ていた。A教諭はBに近づき平手で右後頭部をたたき、続けて「何をしていたのか言ってみろ」といいながら平手で左側頭部を数回たたいた。

事例③〈中学校〉

〇〇中学校の3年担任のA教諭は、給食の準備を終え、教室で生徒と給食を食べ始めた。廊下では隣の学級の生徒が数名準備を手伝うでもなくふざけ合っている声が聞こえてきた。そんなとき、廊下から隣の学級の生徒Bがドア越しにA教諭の生徒に目配せをしたり、話しかけているのに気づいた。A教諭が、教室に戻って手伝うように注意したところ、無視をし話し続けていた。今度は、大きな声でBの名前を呼び、叱責をした。そのときのBの態度が素直に聞き入れる様子でなく、ふてくされたような態度であったことから、A教諭はBの腹部を蹴り、胸ぐらを両手でつかみ、激しく揺さぶりながら叱責し、隣の教室に連れ込んだ。給食終了後の昼休み、A教諭はBを呼び、Bの担任教師とともに給食準備中の過ごし方と給食中の他学級への出入りや話しかけたりすることについて指導をした。

事例④〈中学校〉

〇〇中学校の2年担任のA教諭は、夏休み後の学級の生徒Bの生活態度が気になっていた。服装や言葉遣いが乱れてきていること、交友関係も以前と違ってきており、学習態度も意欲的ではなくなっていた。学園祭をあと数日後に控えていたとき、他の生徒からBが携帯電話を持ってきているということを知った。〇〇中学校では、携帯電話の持参は許可制になっており、持参したときには朝担任に預けることになっていた。A教諭は放課後、Bを職員室に呼び、携帯電話のことについて問いただしたが、本人は持ってきていないと答えた。確認のためカバンの中を調べたところ携帯電話が出てきた。A教諭は、持ってきていないと聞いたのになぜカバンの中にあるのか、なぜ嘘をついたのかと問い詰めた。Bは入っていることを忘れていたなどと曖昧なことを言うとともに、とても投げやりな態度でそのまま職員室を出て行こうとした。それを制止しながら、A教諭は平手でBの頬をたたいた。嘘をついてはいけないこと、携帯電話を預ける約束が守れなかったこと等をきつく指導した。

事例⑤ 〈中学校〉

〇〇中学校の〇〇部顧問のA教諭は、今度の総体に向けて土曜日に練習試合を行った。その後、ミーティングを行った後、グラウンド整備を生徒に指示し職員室に戻り、今週の事務処理を行っていた。グラウンド整備も終え、帰って行く生徒を職員室の窓越しに見送りながら仕事を続けていたが、部室のカギが戻ってないことに気づき、部室に向かった。近づくとも生徒の小さな話声が聞こえ、そっとのぞくと3人の生徒が残っており3年の生徒Bがあわてて何かを隠したことに気づいた。中に入ると煙草のにおいにすぐ気づいたA教諭は、ここで何をしていたのか問いつめたが、3人は話をしただけというのみであった。本当のことを言わないBに対して足を数回蹴り、続いて胸ぐらをつかみながら、今日総体に向けてミーティングで話したことを言いながら平手でBの頬をたたいた。

事例⑥ 〈高校〉

〇〇高校のA教諭は、担当するクラスの生徒でもあり、顧問をする〇〇部の部員でもある生徒Bの服装や生活態度に対して、繰り返し話をし指導を行ってきた。しかし、2学期半ばになっても改善するどころか、1学期よりもよくない状況になってきていた。2学期の中間試験においても意欲が全くなく、1年の時に比べかなり落ち込んだ結果となった。そこでA教諭は、放課後Bを職員室に呼び指導をした。その際、反抗的な態度に加え、部活動もやめると言うなどA教諭の話を聞き入れる様子は全く示さなかった。A教諭はBの今後のことを考えると今が大事であると考えながら、Bの胸ぐらをつかみ、体を揺すりながら両頬を平手でたたいていた。

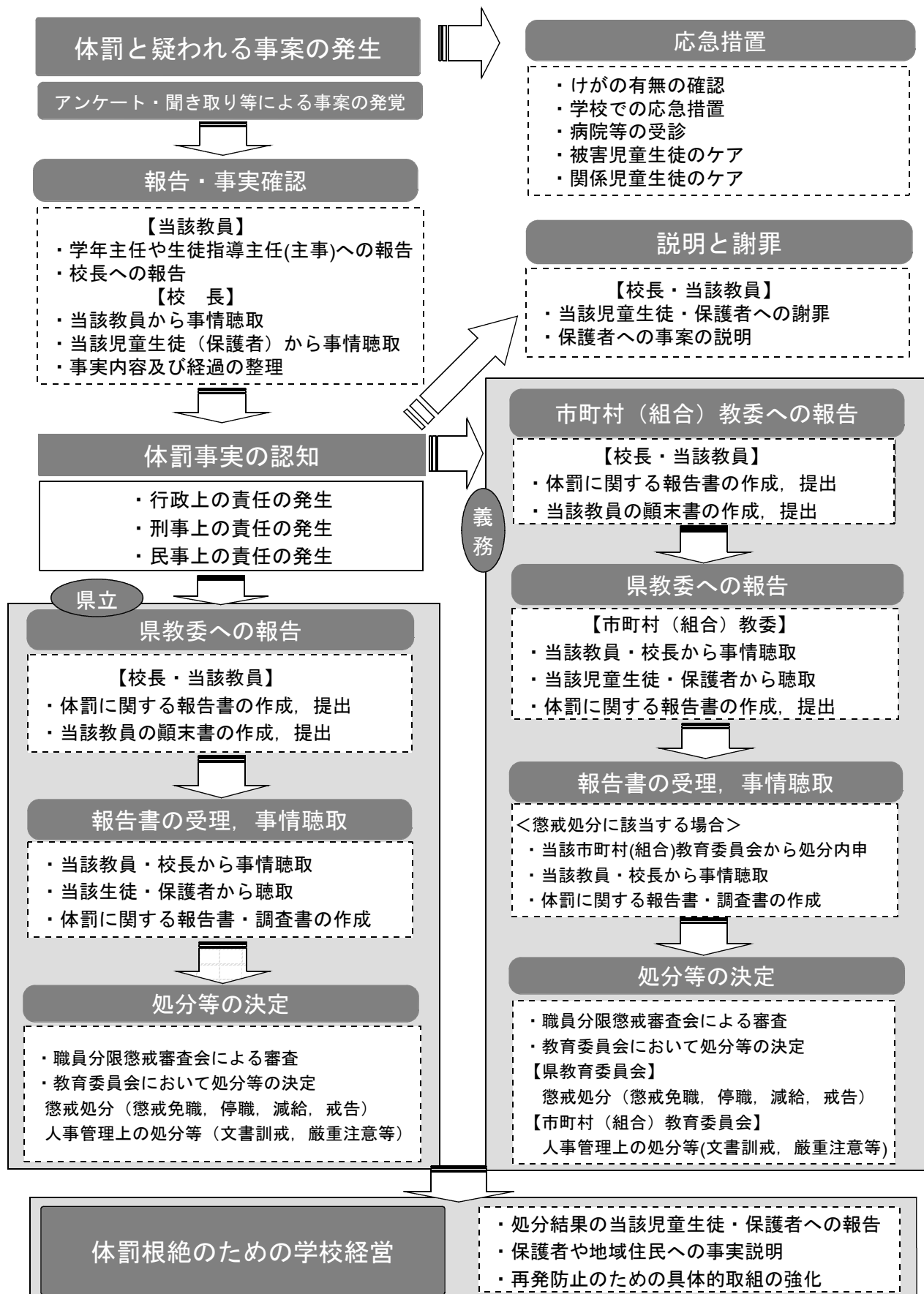
事例⑦ 〈高校〉

〇〇高校の〇〇部顧問のA教諭は、夏季休業中の練習試合の後、その日の試合内容についてのミーティングを開いた。3年が引退し2年と1年でこれまで以上に気持ちを引き締めて取り組む必要があること、他の学校に勝つためには、同じことをやっているには勝てないこと、いい加減な中途半端な気持ちでは勝てないことなどを話した。

そして、今日の練習試合の中で、特に気持ちが浮ついていた生徒Bと生徒Cに対しては、試合中の態度について指導をする際、部全体を引き締めることも意識しながら、Bの頬を平手で殴り、Cの足を2回蹴った。

1 2 体罰事案の発生に伴う対応（基本的な流れ）

体罰事案はあってはならないことですが、万が一発生した場合には、誠意をもって迅速・適切な対応を行うことが必要です。



《参考資料》

- 平成25年 5月 運動部活動での指導のガイドライン（文部科学省）
- 平成25年 3月 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（文部科学省）
- 平成22年 3月 生徒指導提要（文部科学省）
- 平成19年 2月 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（文部科学省）
各自治体ガイドライン、指針、ハンドブック等
-